

○千歳市緑化条例施行規則 (抜粋)

(専門部会)

第8条 条例第13条の専門部会（以下「部会」という。）は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び委員以外の者であつて審議会の承認を受けたもの（以下「委員等」という。）をもつて組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会に属する委員等が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名した委員等がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月26日規則第18号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。